

フリーランス法の施行に伴い 令和7年4月1日より シルバー人材センターの契約関係を見直します

◎フリーランス法とその目的

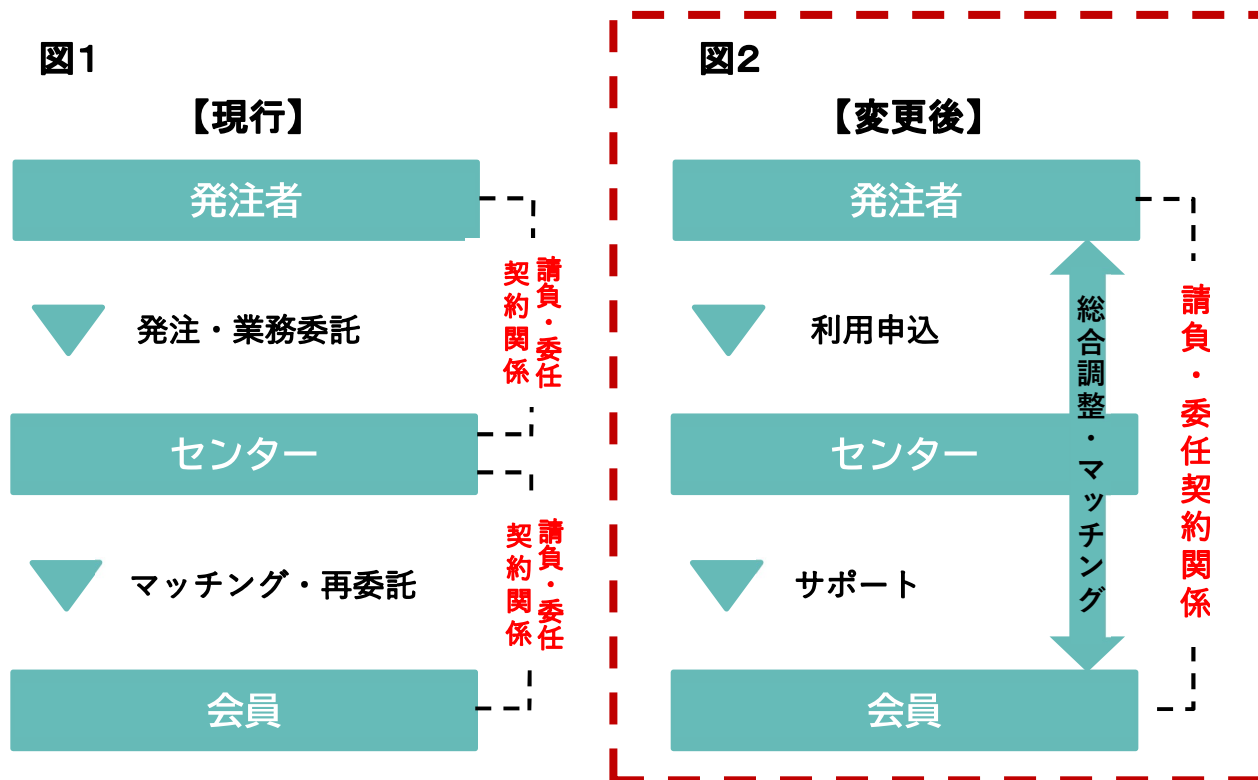
「フリーランス法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）令和6年11月1日施行」は、フリーランスとして働く人々が安心して仕事ができる環境を整えるために制定されました。具体的には、フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引を適正化し、就業環境を整備することを目的としています。請負委任契約で働いているセンター会員もフリーランスに位置付けされます。

発注事業者の義務・・・契約条件（業務内容・報酬の額など）の明示ほか

◎なぜ、契約方法の見直しが必要か

現行の契約方式では、シルバー人材センターは発注者から仕事の依頼を受け、会員に再委託する形を取っており、発注者と会員の間に関係が生じる構造になっていません。このため、フリーランスである会員が、法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があり、厚生労働省からもできる限り速やかに契約方法を見直すよう、方針が示されています。

■見直しのイメージ



◎新しい契約関係

新たな方法では、発注者はセンター利用規約と会員業務就業規約に同意の上、センターと利用契約を結びます。センターは利用契約をもとに「会員業務仕様書」を作成し、会員に就業条件を明示します。会員が業務仕様書に同意することで、発注者と会員の間に関係が生じます。これにより、発注者・センター・会員間の包括契約関係が成立します。

契約方法の見直しによる変更点

現行では、発注者はシルバー人材センターに対し、業務一式を業務委託契約していましたが、変更後は以下の①と②の内訳で発注することになります。

- ①シルバー人材センターに対するマッチングや調整等の業務委託（シルバー人材センター利用契約）
- ②会員業務委託契約（依頼する仕事）

なお、契約方法の見直し後においても、**シルバー人材センターはこれまでと変わらないサービスを提供しますので、発注者の皆さまは、これまでどおり、安心してシルバー人材センターをご利用くださいますようお願いいたします。**

■発注依頼から業務終了までの主な流れ

	変更後
【新】 規約への同意	新たな内容となります。 発注前にセンター利用規約及び会員業務就業規約をご確認のうえ、ご同意ください。
発注の準備	現行と変更ありません。 （センターは、発注される仕事の内容等をお伺いし、業務仕様などを調整します。）
【新】 センター利用契約の締結	手続きは現行と変更ありませんが、発注者とセンターの契約関係は準委任となり、印紙税法上の課税文書に当たらないことから、収入印紙が不要となります。 なお、変更点は、センターを利用して会員に業務委託することに係る契約内容となり、センターは主に、仕事と就業する会員とのマッチングや総合調整を担うこととなります。
【新】 会員への就業条件の明示と業務委託契約の成立	新たな内容となりますが、センターで対応しますので、発注者の作業は発生しません。 発注者と会員の契約関係は、請負または準委任であるが、会員に提示する「会員業務仕様書」については、就業条件をお知らせする文書であり、印紙税法上の課税文書に当たらないことから、収入印紙が不要となります。 フリーランス法に基づく就業条件の明示については、センターが業務仕様に基づき、就業条件を記載した「会員業務仕様書」を作成し、マッチングの際に会員に案内します。 会員が業務仕様書の内容に同意すれば、発注者と会員の間で業務委託契約が成立する仕組みとなります。
【新】 業務委託料の請求	新たな内容となりますが、 事務手続きの流れはこれまでと同じです。 変更点は、センターへの業務委託料と会員への業務委託料に分かれた内訳となります。センターがまとめて請求しますので、手続きは変わりません。
【新】 適格請求書の発行	センター分の業務委託料に係る適格請求書は発行します。 会員分の業務委託料に係る適格請求書は原則発行できません。 ※3面参照

料金の一部について消費税の課税関係が変わります

シルバー人材センターが発注者からいただく料金は、「**会員業務委託料（会員が手にする報酬）**」「**センター業務委託料（事務費）**」の2つで構成されています。このうち、「**会員業務委託料**」については、新たな契約方法では、センターを経由するものの、発注者が会員に対して支払う形となります。

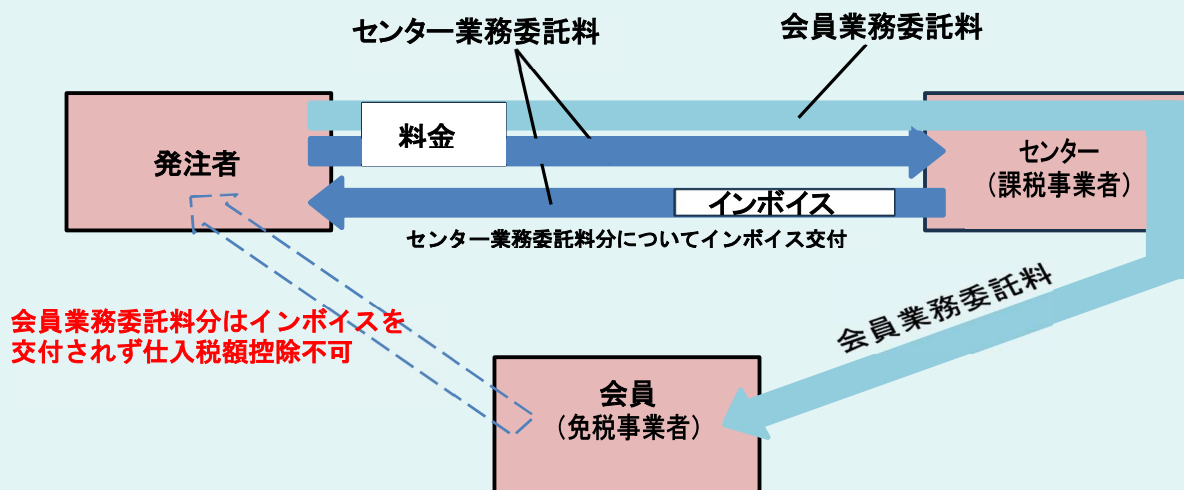
そのため、センターは、「**センター業務委託料**」の分については消費税に係る適格請求書（インボイス）を交付しますが、「**会員業務委託料**」の分については交付することができません。この場合、本来であれば会員が「**会員業務委託料に係るインボイス**」を交付する立場になりますが、会員は基本的に年間の課税売上高が1,000万円以下の「**消費税免税事業者**」であるためインボイスを発行することができません。

会員業務委託料の消費税相当分が仕入れ控除不可となります

上記の通り、会員業務委託料はインボイスを発行することが出来ませんので、消費税計算時において会員業務委託料の消費税分については、仕入税額控除不可となり発注者の消費税納税額が増額となってしまいます。

- ① 適格請求書分・・・センター業務委託料
- ② 非適格請求書分・・・会員業務委託料

料金に係る消費税の課税関係



※発注者が次のいずれかに該当する場合、契約方法を見直す場合であってもこれまでの消費税納税の取り扱いと変更はありません。

- ①個人や家庭など事業者ではない者：消費税申告納税対象外（納税義務対象外）
- ②簡易課税制度を選択している事業者：消費納税額計算に際してインボイスを必要としないためこれまでと同じ取り扱い
- ③官公庁などの一般会計による事業：みなし仕入税額控除が適用され、これまでと同じ取り扱い（納税義務対象外）
（特別会計等特定収入でない事業：仕入税額控除が適用外で、税負担が生じる）